

総務文教常任委員会記録【未校正】

○招集日時 令和7年 6月 13日(金) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員

委員長	鈴木三男
副委員長	長塚美雪
委員	本田和成
〃	岡口すみえ
〃	佐野太一
〃	関川翔
〃	小堤修
〃	落合信太郎

○欠席委員 なし

○出席説明員

総務部長	吉田文彦
政策推進部長	齋藤嘉彦
財政部長	田中英樹
教育部長	井橋貞夫
消防長	岡田直紀
総務部次長	立野啓司
総務部次長	軽部幸雄
財政部次長	原部英樹
健康増進部次長	助川直美
会計管理者	石塚幸夫
教育次長	斉藤理昭
教育次長	直井徹
消防次長	仲村厚
総務課長	松崎剛

情報管理課長	岩崎弘宜
市民協働課長	海老原充
政策推進課長	高中誠
秘書課長	印藤智徳
文化芸術課長	飯山貴与子
財政課長	谷池公治
環境対策課長	木村太一
保健給食課長	大野篤彦
指導課長	丸山信彦
スポーツ振興課長	大隅正勝
図書館課長	樋口康代
監査委員事務局長	鈴木正美
消防本部警防課長	中村幸男
総務課副参事	土谷靖孝
人事課副参事	山下拓
会計課副参事	山田英紀
消防本部警防課副参事	新倉正勝
総務課長補佐	風間聡宏
安全安心対策課長補佐	真田幸彦
情報管理課長補佐	海老原雅彦
デジタル化推進室長	松崎昌也
市民協働課長補佐	加藤美谷子
政策推進課長補佐	平野菜穂子
文化芸術課長補佐	矢部晃一朗
財政課長補佐	鈴木健太
教育総務課長補佐	文隨正和
保健給食課長補佐	横島信吾

指 導 課 長 補 佐	遠 藤 尚 子
指 導 課 長 補 佐	宮 國 泰 人
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐	野 口 勝 彦
図 書 館 課 長 補 佐	渡 辺 英 紀

○ 職務のため
出席した者 議 会 事 務 局 長 前 野 拓
議 会 事 務 局 係 長 永 井 宏 幸

○ 付 託 事 件 議案第 2 8 号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2 9 号 取手市税条例の一部を改正する条例について

議案第 3 9 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）（所管事項）

○ 調 査 事 件 所管事務調査（令和 7 年度第 1 回意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、当委員会の任期中における重点調査テーマ「災害時の避難所運営」について、その他）

○審査の経過

午前 10 時 00 分開議

○鈴木委員長 ただいまの出席委員数 8 名、定足数に達しておりますので、会議は成立します。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は、通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った 360 度の動画配信を行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから 2 種類のライブ配信映像をご覧頂けます。それでは審査を行います。当委員会の審査順序はサイドボックスに登載したとおりです。委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については、事前通告することになっていきます。また、一般会計補正予算に対する質疑については、答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1 議題につき質疑質疑のみで 5 分間です。質疑時間残り 1 分でベルを 1 回、質疑時間終了でベルを 2 回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後発言するようお願いいたします。また、発言前に、マイクのボタンを押してから発言願います。執行部の皆様に申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願いいたします。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など質の低い、質疑は厳に慎んでいる頂き、真の質疑を行うようあらかじめ申し上げます。

ここから校正済み（議案質疑）

それでは、議案第 39 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算括（第 3 号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。本件につきましては、6 月 3 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、提出者の提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は小堤委員 1 名から通告がありました。それでは、通告順に従い質疑を行います。

小堤委員。

○小堤委員 皆さん、おはようございます。よろしくお願いたします。私は、教育情報機器整備に要する経費について質疑します。これは 2,780 万 3,000 円が計上されてると思うんですが、これって G I G A スクール環境整備事業費のことが主だと思うんですが、現在、学校で使われている回線ではどのような不具合といいますか、ものがあるか具体的に教えてください。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。ただいまの質疑にお答えいたします。まず今入っている回線ですが、第 1 期の G I G A スクール構想以前、これいわゆる 1 人 1 台環境前に整備をされた、児童生徒それから学校校務用こちらの兼用として 1 ギガの回線と契約をしておりました。その後、国が推奨する第一次 G I G A スクール構想に伴い、令和 2 年度には従来の光回線に加え、各校 1 回線追加で整備をしております。当時はこちらのほうで十分授業等が行われていたんですが、現在、授業の中でタブレットを使用する状況が非常に多くなりまして、ウェブサイトを接続した場合に、途中で途切れてしまったり、そもそも接続がしにくかったりと、そういった状況があるということで、学校のほうから報告の報告を受けております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。途切れたり、フリーズしたりということだと思うんですけども、ではこの光回線の通信速度がアップすることにより、教育環境の向上はどのように図られるのか具体的に教えてください。

○鈴木委員長 櫻井補佐。

○櫻井学務課長補佐 学務課の櫻井と申します。ただいまの御質疑にお答えいたします。市内小中学校において、回線が逼迫していることから、昨年度、取手市内の一部のエリアにおいて、10 ギガ回線の提供が開始されました。そこで、対象エリア内かつ市内で最も多い児童数が——最も児童数の多い高井小学校において試験的に 10 ギガ回線への切替えを実施いたしました。当初 1 ギガの回線を利用していたことから、条件が最もよいと仮定した場合の場合の 10 倍の速度となります。試験導入後、先生方からインターネット接続

が切れることがなくなった、ウェブサイトへのアクセスが早くなった等の意見を頂いており、10ギガ回線への切替えがかなり好評であったと伺っております。したがって今回の補正予算を使った10ギガ回線への切替えにより、授業の途中でインターネット接続が切れてしまったり、ウェブサイトを開く際に時間がかかるといったことが減少し、円滑に事業が進められるほか、タブレット端末が快適に使用できるようになることで、子どもたちが自らタブレット端末を使用する意欲を損なわない効果が期待されると考えております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。何でもそうですけれども、物が発達していく段階では、最初とその過程においてどんどんどんどん進化していくというのは、やはりあると思うんですけれども、そういうふうに、画面が途切れたりしなくなって、画面の切替えも速くなったということは本当にこれ、いいことなのか——授業の——教育の効率化につながるのかなというふうに思います。では、ここで補正予算で言っているこの今回、対象とならないところが6校あるみたいですが、これ教育の均等化からいってどこの学校も等しく同じような教育を受けられるということが必要なのかと。思うんですけれども、今回対象外などのNTTの提供するサービスエリア外だということですが、これNTT、しかたないない部分もあると思うんですけれども、早急に——その6校が早急に改修されるという今後の予定的なところはあるのでしょうか。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。お答えいたします。委員おっしゃるとおり、今、10ギガの回線は全国的に整備途上であることから、取手市内でも、提供エリアと提供外エリアが存在しております。実はこちら事業者のほうに確認をとったところ、今のところ未定であるというような回答がございまして、こちらの——まだ、いつになるかというのははっきりしないところでありまして。ただ、今取手市内に入りつつありますので、回線事業者、それからこういった情報機器を扱う事業者、そちらのほうから情報収集しながら、速やかに残りの学校について導入を進めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。相手あってNTTさんとのいろいろな事情はあると思うんですけれども、できるだけ早くそういうのが——行われるようになったらすぐ整備できるような準備はしておいていただいて、教育の均等化を図っていただきたいと思います。以上です。どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 通告された質疑が終わりました。ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から疑義のある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで議案第39号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第3号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

ここまで校正済み（議案質疑）

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は岡口委員、小堤委員、佐野委員、本田委員、長塚委員の5名から通告がありました。最初に岡口委員。

○**岡口委員** 岡口です。よろしくお願いします。現在、学校現場では、障がいのある子どもたちが通常学級で学ぶ機会が増えており、インクルーシブ教育が進められています。

しかし、現場では、障がいのある子の言動や学び方が十分に理解されず、周囲の子どもたちが戸惑ったり、場合によっては関係性がうまく築けないという課題もあります。そこで本日は、障がいのある子どもたちの特性や困り事を障がいのない子どもたちにも分かりやすく伝え、理解し合う教育の重要性について教育委員会の見解を頂きたく、質疑をさせていただきます。まず最初に、特別支援学級に在籍する児童生徒は、通常の学級の児童生徒と日々どのように関わっているのでしょうか。お願いします。

○**鈴木委員長** 丸山課長。

○**丸山指導課長** 指導課、丸山でございます。岡口議員の御質疑に岡口委員の御質疑に答弁いたします。特別支援学級に在籍する児童生徒は通常の学級において、一人一人の実態に応じ、交流や共同学習を行っているところです。また、児童生徒の個々の状況や特性に合わせた特定の教科の事業については、特別支援学級において少人数で学習していますが、それ以外の時間は原則、朝から帰りまで、その他の教科の授業、学級活動、給食、清掃、休み時間、学校行事などでは、通常の学級で過ごしていて、他の事業と日常的に多くの時間関わっているというのが現状でございます。以上です。

○**鈴木委員長** 岡口委員。

○**岡口委員** 次に、特別支援学級の先生と通常学級の先生との連携はどのようにされていますでしょうか。

○**鈴木委員長** 遠藤補佐。

○**遠藤指導課長補佐** 指導課、遠藤と申します。ただいまの御質疑にお答えいたします。特別支援学級の担任と通常の学級の担任との連携については、児童生徒一人一人の実態に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、この指導計画をもとに教員間で共通理解を図り、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行っております。以上です。

○**鈴木委員長** 岡口委員。

○**岡口委員** 特別支援学校の児童生徒と取手市の児童生徒が交流する機会がありますでしょうか。

○**鈴木委員長** 遠藤補佐。

○**遠藤指導課長補佐** 遠藤です。ただいまの御質疑にお答えします。交流する機会として、学校間で実施する学校間交流と特別支援学校に在籍する児童生徒が自分の居住地の小中学校の友達と交流する異住地校交流があります。現在、実際に学校間交流、異住地校交流と

も実施されております。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 このような交流を行った成果について、具体的には、児童生徒が障害を理解するという視点で聞かせていただきます。お願いします。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 ただいまの御質疑にお答えします。学校間交流や、居住地校交流の成果につきましては、通常学級の児童生徒と特別な支援を必要とする児童生徒が交流し、一緒に同じ活動を行うことで、障害を含めた多様な人々への理解と共感性を求め、ともに生活する力を養う貴重な体験となっております。子どもたちからも一緒にどんなことをするのかを自分たちで考えて、みんなで楽しく、うまくいったので、交流できてよかった、などの想が聞かれました。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 課題についてはどのようなことがあるでしょうか。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 課題につきましては、学校現場における指導体制を構築していくこと、児童生徒の交流体験などの実態権に基づく学びの充実などが挙げられます。また、道徳教育や人権教育においてより一層、特別な支援を必要としている児童生徒への理解を深めることが必要であると捉えております。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 障がいへの理解を深める教育ということで、児童生徒に指導するに当たり、担当する先生方への支援体制はどのようになっておりますでしょうか。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 各学校の特別支援教育コーディネーターが中心となって、障がいへの理解を深める教育や校内の支援体制の構築について協議して進めております。また、学校内の支援委員会では、コーディネーターや管理職、養護教諭や担当する教員が会議に参加し、チームとして児童生徒や担当教員への支援など、様々な課題について検討しています。さらに、特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談を実施し、担当する教員の指導方法など、専門的な見地から指導助言をもらい、指導に当たっております。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 障がいへの理解を深める教育を児童生徒に指導するに当たり、担当する先生方の専門性の向上については、どのような取組を行っていらっしゃるでしょうか。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 市教育委員会が主催する特別支援コーディネーター連絡協議会において、個別の教育的ニーズに応じた支援や障がいの理解に関する研修を実施しております。さらに今年度からは、茨城県の事業として、特別支援教育推進体制充実事業が始まります。公立小中学校、公立幼稚園、県立特別支援学校を構成員とするグループを設置し、年5回のコーディネーター会議を開催し、専門性の向上に努めてまいります。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 障がいへの理解を深める教育を児童生徒に指導するに当たり、今後の方向性について教えてください。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 インクルーシブ教育の推進と体制整備を柱に、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている。児童生徒がいることを前提とした学級経営や新学習指導の工夫が重要です。誰もが自分らしく輝ける共生社会の実現に向けて、学校教育における障害への理解を深める教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 先ほど「居住地交流」を「異住地交流」と申し上げましたが、正しくは「居住地交流」になります。

○鈴木委員長 はい。岡口委員。

○岡口委員 障がいの理解を深める教育は、子どもたちが多様性を尊重し、互いを認め合う心を育むために極めて重要であります。

こうした取組が学校現場において継続的かつ効果的に進められることを強く願い、私の質疑を終えさせていただきます。ありがとうございました。続きまして、会計年度職員について質疑いたします。少子化の進行や多様化する教育ニーズの中で、教職員の業務は年々複雑化、多様化しております。教員の長時間労働が社会問題となる中で、教員が本来、業務である子どもと向き合う時間を確保できる体制整備が求められています。特に、会計年度任用職員の活用は、学校現場の支援体制を補完する重要な手段であり、その人員の配置は学校運営の円滑化や教育の質の向上に直結するものと考えております。そこで今日は、会計年度任用職員の現状と課題、そして今後の増員の方針について、幾つかの観点から伺いたいと思います。まず初めに、学校に勤務している会計年度任用職員はどういった方がおられるのでしょうか。改めてお伺いします。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。ただいまの質疑にお答えいたします。学校に配置されている会計年度任用職員でございますが、委員も御存じのように学校の現場には、教育補助員、それから学校用務員、それから学校司書、日本語指導員など、様々な会計年度任用職員が配置をされております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 では次に、御紹介頂いた方々の配置状況について、具体的に教えてください。

○鈴木委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 学務課の笠川です。ただいまの御質問、御質疑にお答えいたします。1例を申し上げますと、学校用務員は正規職員を配置している3校を除く、17校に対し、会計年度任用職員を1名ずつ配置しております。また、教育補助員、学校の実情に応じて配置するものになりますが、他市と比較しても手厚く配置しており、現在は市内17校に対して合計で102名の会計年度任用職員を配置しております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 例えば用務員についてですが、県立高校では4名いらっしゃる場所もある

ようです。規模の違いや業務の範囲の違いがあるかとは思いますが、取手市の学校用務員はどのような仕事をされていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 お答えいたします。学校用務員の職務としましては、主に校庭などの学校敷地の草刈りであったり、植栽の整備、トイレ清掃といった学校校舎内外の環境整備が主な仕事となっております。そのほか、来客時の湯茶接待、お茶出しであったりとか、物品の管理などの用務を担っていただいております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 分かりました。業務が多岐にわたるようですが、学校から学校用務員を増員してほしいといったニーズは来ておりますでしょうか。

○鈴木委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、学校用務員は正規職員、もしくは会計年度任用職員を各学校に1名ずつ配置しております。こちらに対しまして現時点で学校現場から増員の要望は寄せられておりません。そのため、現在の配置人員で対応可能であるというふうに認識しているところでございますが、今後も学校現場のニーズであったり、課題を的確に把握しながら、適切に対応できるように努めてまいります。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ニーズや課題の把握に努めているとおっしゃいましたが、用務員をはじめ、学校に勤務する会計年度任用職員について、今後どのような予算計上、人員配置を考えていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。お答えいたします。まず、令和7年度予算について申し上げますと、教員不足や学校の円滑な運営に寄与するために、教育補助員や学校活性化チームティーチング講師の報酬を前年度に比べて増額をしているところでございます。今後も財政上厳しい面もあるかと思いますが、引き続き、学校のニーズの把握に努め、必要なところに適切に予算を配分していくような形で、人員配置を行ってまいります。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。学校現場では教員でなくても行える業務を教員が行っている場合があるかと思えます。そういった業務を学校用務員などの市の会計年度任用職員に担ってもらおうということで、教員が本来の業務に向き合うことができるかと思えますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 お答えいたします。委員御提案のように、教員でもなくでなくとも行える業務を会計年度任用職員に委ねることで、教員や児童生徒に向かい合う時間が増やすことができ、教育の質の向上につながるものと考えております。また、時間的な余裕を生み出すことによって、教員一人一人の気持ちにも余裕が生まれ、ひいては、学校の働き方改革の推進に寄与するものと考えます。そのために、学校のニーズの把握に努め、会計年度

任用職員などの人員配置が適切なのか、そして業務によっては外部に委託することが適当なのか、限られた予算の中で最大限の効果が得られるよう努めてまいります。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。学校現場では、多様化複雑化する業務に対応するため、限られた人員の中で日々奮闘されております。こうした現状を踏まえ、教育の質を維持向上させるためにも、会計年度任用職員の増員について、教育委員会として真摯に御検討頂きたく要望申し上げます。以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鈴木委員長 続いて、小堤委員。

○小堤委員 引き続きよろしくお願ひいたします。私たくさんあるので端的な質疑させていただきたいと思ひます。まず最初に消防本部における出水期の水防対策についてということで、関東地方も梅雨入り宣言がありましたので、出水期に対する各消防本部の訓練等を教えてください。

○鈴木委員長 新倉課長。

○新倉消防本部警防課長 警防課の新倉です。よろしくお願ひします。小堤委員の御質疑にお答えさせていただきます。出水期における各訓練でございますが、消防本部としましては、まず土曜日に市内4つの消防署全てにおいて、水防資機材の点検、内水排除などに使用する小型動力ポンプや排水ポンプなどの点検と作動を行っております。訓練としましては、出水期を前に、柵木消防署員と取手消防署員が合同で、双葉地区への雨水流入防止、河川越水防止で使用する大型水囊、タイガーダムを取扱ひ訓練や、双葉地区の水害時にも使用したウレタンボートの取扱ひ訓練などを行っております。また、毎年、出水期を前に他市町と合同で開催される2組合、3組合の水防訓練を交互に行っておりまして、河川の氾濫や風水害を想定した実践的な訓練とともに、流域関係機関との連携強化を図っております。さらに今年度は、来月の消防団勉強会において、市内で起こりうる水防活動について、消防団員と情報の共有を図る予定でございます。そのほかには、線状降水帯などの影響による集中豪雨発生時には、市内の至るところで道路冠水や床上・床下浸水などの通報が茨城指令センターや消防本部に多数入電してまいります。その際、しっかりとした情報収集と適正な車両配備、現場確認漏れなどが起こらないよう、集中豪雨対応訓練なども行っております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。今お聞きして、いろいろ多角的に訓練等やっていらっしゃるということですが、その中で大型水囊のいわゆるタイガーダムですね、これの主、それは、これは、たしか令和5年の第3定例会で補正予算で上がったことかと思うんですが、それを購入してこの習熟訓練等はいかがでしょうか。

○鈴木委員長 下山副参事。

○下山消防本部警防課副参事 警防課、下山です。よろしくお願ひいたします。小泉委員の御質疑にお答えさせていただきます。先ほど、新倉課長から答弁がありましたとおり、消防本部では、出水期前に設置方法や運用手順の確認を目的としたタイガーダム取扱ひ訓

練を実施しております。大型水囊、タイガーダムは少人数、短時間での設定が可能であり、堤防を越えるような増水に対応するには非常に有効であります。消防職員ではなく、消防団員と協力して設定する場合もあり、一部の消防団には設定方法や運用手順を周知しておりますが、全消防団への周知、習熟訓練は必要と考えており、今後の消防団勉強会などで対応してまいりたいと考えております。

また、当市消防本部保有のタイガーダムは2本であり、状況によっては他機関への協力が必要となりますので、連絡体制の確認と情報共有体制の連携強化を目指してまいります。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 すいません。ありがとうございました。このタイガーダム、購入して使うことがあってはいけないと思うんですけれども常々使い方、取扱いの習熟を図っていただきたいと思います。では、次にタイガーダム以外の水防資機材とか水防工法についてはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 下山副参事。

○下山消防本部警防課副参事 御質疑にお答えさせていただきます。タイガーダム以外の水防資機材につきましては、排水ポンプが消防本部で10基、消防団に16基、小型動力ポンプ10基、土囊に関しましては、取手市全体で約4,000体保有しております。そのほか、他機関では、下館河川事務所藤代出張所にタイガーダムが33本、竜ヶ崎工事事務所にタイガーダムを3本、水防マットを2セット保有しております。また、県南防災センターで管理している取手市内15か所の水防倉庫には、水防工法で使用するブルーシート、土のう袋など、数多くの資機材が配備され、有事の際に備えております。続きまして、水防工法について御説明いたします。水防工法とは、洪水時に堤防から水のあふれ、堤防の深掘れや斜面の崩れ、亀裂、もしくは、地盤からの漏水といった危険がある場合、または発生した場合に、緊急応急的に実施される対策でございます。河川が増水し、水圧で、堤防斜面が崩れてきた場合に保護する目的で使用される工法として水防マット工法やシート張り工法がございます。また、増水により堤防内を水が浸透してきて、堤防の住宅側に漏水が発生した場合に使用される工法として、月の輪の工法、釜団工法がございます。ほかにも、増水により堤防を越えてあふれ出す越水を防ぐ方法として、タイガーダムを使用した水囊工法や積み土囊工法などもございます。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。いろいろな資機材、いろいろな工法があることが確認できました。では市民の市民への出水期に対する注意喚起とかはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 新倉課長。

○新倉消防本部警防課長 御質疑にお答えさせていただきます。市民の方々への注意喚起としましては、ハザードマップ等でお住まいの地域が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているかなどを確認していただくこと。そして避難となった場合には、避難場所と避難経路などの確認、続いて、持ち出し品の準備となります。その中で、簡易食料はもちろんでありますが、薬を服用されている方にありましては、3日分のお薬と処方箋を忘

れがちとなります。ジップ式の袋などに入れ、準備しておくことをお願いしたいと思います。また、台風の進路や雨量などは、事前に情報を入手が可能となりますので、気象庁や市が発表する情報に注意して避難、難を避ける行動をしていただきたいと思います。市の関連部署や消防本部でも、必要に応じて避難等の情報を防災無線や巡回にて広報いたしますので、こちらからの情報発信に注意していただきたいと思います。さらに、大雨による道路冠水の予防策としまして、ふだんから地域に配置された側溝、排水口や排水升にある落ち葉やごみ等の除去をお願いしたいと思います。建設部としまして、大雨が予想される前に冠水が予想される場所におかれましては、巡回等の対策を実施しておりますが、地域の皆様におかれまして、大雨が予想される場合には、雨が強くなる前に、可能な範囲で落ち葉やごみ等の除去への協力をお願いしたいと思います。これまでお伝えしたことにご留意頂き、出水期に備えていただきたいと思います。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。いろいろな方法を駆使して、市民に周知していただければと思います。これは以上で終わりです。次に、教員資格の活用についてということで、現在市内に在住で教職に従事していない教員資格の保持者数はいかがでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木参事。

○鈴木教育参事 参事の鈴木です。小堤委員の御質疑に御答弁させていただきます。取手市内に在住し、教職に従事していない教員資格保持者数ですが、現在把握はしておりません。そのため、新しい人材を発掘する必要があり、市教委としましては様々な取組をしております。

その中で、市の独自の取組として、取手市教員再チャレンジ個別相談会があります。これは、現在、教職についてない教員経験者や、教員免許取得者で、教職経験はないんですけども、教職にチャレンジしてみようという、主に市民の方々向けに、昨年2月に相談会を実施したものです。この相談会では4名の方の応募相談があつて、本年度、実際に本年度実際に教員になられた方も1名おります。本年度も継続して実施してまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。とてもいい取組だと思いますので引き続きお願いします。では、教育現場で例えば病気休暇者とか、あと、産休、育休の休暇者、年度前に分かれば、計画的に補助はできるんですけど、出産する人。年度内に入っちゃって、休むというような人が出たときの欠員に対する補填状況というのはどうでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木参事。

○鈴木教育参事 お答えいたします。教育現場での病気休職者や出産育児休業者などの欠員に対する補充補填状況について御説明します。現在、市内小中学校で休職、育休の取得者につきましては19名おります。その19名に対して、補充できているのは、現在16名となります。まだ3名の先生方については、まだ補充できてないという状況になっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そういう補充できてない部分もあるということで、こういうところに対して取手市において独自で臨時採用する機会とか制度というのは今あるんでしょうか。その辺をお願いいたします。

○鈴木委員長 鈴木参事。

○鈴木教育参事 お答え申し上げます。取手市において独自に臨時採用する機会、また、制度についてですけれども、育児休業等でお休みをとられる先生方等の代替教員を臨時的に採用する取手市独自のということはございません。ただしかし、市のほうで取手市チームティーチング講師いわゆる社会人TTというものを配置しているんですけれども、担任の事業の補助や担任の出張等に——の代替として、単独で授業ができる、事業というものは実施しております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。なかなか、補充できないというか、聞いたところに土浦の県南事務所に張り紙ではないですけど、そういうところに、私やりたいみたいになのがあってそこに各学校、各市から各教育委員会からいってそれで、そういう人に電話したりなんざりしてるという話も聞いたことあるんですが、なかなか難しいのかなと思います。でも、この臨時採用的なことを各自治体近隣の自治体でやっているところの状況というのはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木参事。

○鈴木教育参事 お答えいたします。近隣の守谷市、つくばみらい市、利根町に確認いたしました。

やはり臨時的に採用する機会制度等はないということでした。その中で、守谷市では小学校教科担任という事業があって、全ての小学校高学年での理科、図画工作、音楽の授業を担当教員が行っているということは確認しております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 そういうふうに守谷でもそういう単科的なところでやっているということで、取手でもぜひこの枠内配分じゃなくて、枠外配分のほうの予算をちょっと重視してもらって、やはり先ほども言いましたけど、教育が均等に行くように、そしてかえってその欠員が出ることによって先生たちの負担が大きくなって、働き方改革が逆行しないような形での努力を考えて、財政面のほうでも補っていただければと思います。ありがとうございます。では、次に給食異物混入防止についてです。私がちょっと集計してたところによると、令和2年から現在までで給食の異物混入した事故・事件は10件ありました。再発防止、再発防止と言いながらなかなかこれは難しいところがあるのかなというふうに思うんですが、それだけではいけないと思うので、まずここでお聞きしたいのは、この間出た書類から鑑みてですが、調理室、配膳室内、給食配膳時における管理体制の強化と言ってますが、これは具体的にどういうことでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 保健給食課、松崎です。お答えいたします。管理体制の強化につきましては、大変基本的なことなんですけれども、調理室、配膳室における給食への異物混入原

因となる可能性のあるものそのものを減らすこと。日頃からの機器、器具類の点検作業など異物混入防止のための実施すべきものは徹底して実施していくこと、こういったことが重要だと考えております。この基本事項を携わる職員等全員が確実に実施しまして、その実施をさらに確認するというチェック体制、こういったものをしっかりしていく、そういったことが重要であります。また、その基本的な取組としまして、設備機器、器具類の調理前、調理中、調理後の目視確認の徹底を必ず実施すべき事項として掲げまして、調理員や職員等が毎日確認できる場所に掲示しまして、再発防止に努めているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。混入する可能性のあるものを減らすのは、それもちろんだと思います。そして、給食に携わる方々が全員でチェック体制を図っていくというのも本当にそうだと思います。では、今回あったような納入業者ですね。給食物資納入業者の製造過程での管理体制の徹底とありますけど、そちら、納入業者に対して、これも具体的にどうでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えいたします。納入事業者の製造過程での管理体制の徹底につきましては、教育委員会で、現場で監督というのはなかなかできませんので、納入事業者には、異物混入事案を受けて提出された再発防止策に沿った対応を徹底していくことを求めているところでございます。今回のソフト面の事案では、納入事業者は、再発防止策として、機械器具類の総点検、作業前作業後の機械、器具類の点検徹底と記録、原因と推察される機器の部品改善、異常や不良品が確認された場合の製品の破棄、出荷前の製品類の目視による検品作業の徹底ということを実施していくとしております。納入業者においても、基本的な事項をやはり確実に実施、その実施の確認というところをしっかりとチェック体制、そういったものを行っていくことがやはり重要であると考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。なかなか納入業者は難しいところあるかもしれませんが……

〔永井議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす〕

○小堤委員 (続) そういう機器の総点検、チェックするってことは大事だと思います。

先ほど来、チェック体制、チェック体制って話が出てますが、では最後にこの点検と記録及びこのチェック体制ということで、やっぱり目視でもチェックしてファミレスとかそういうところでもいろいろ清掃のチェックが掲げられていますけれども、そういうところも踏まえながら、やはり指さし呼称するとかそういう形でやっていかないと目視でやっていると余り効果が上がっていかないのかなというふうにも思います。

ですから、この辺のところではチェック体制というのはどのようにしていったらいいと思われませんか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えいたします。給食センターの事例となりますけれども、給食調理

工程で3班体制で調理に当たっております。各班ごとに調理機器類点検表により、調理前、調理中、調理後に実際に使用した調理員が点検、実施記録をいたします。可能な限り給食への混入による事案が発生しないように、そういった記録をしっかりと、そのチェック体制をしっかりとすることで、再発防止に努めているところでございます。もしその点検の結果、異常があった場合には、直ちに調理員等から栄養教諭センター長に報告され、対応を検討する体制となっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。チェック体制もやはり一時的なチェック体制だけではなくて、その監督者、上司がやっぱり2次的にチェックするとか、そういうふうな段階を踏んだチェック体制をしていかないといけないのかな、そういうふうに今後していただけないというお話ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。でもいずれにしましても、こうやって……

〔永井議会事務局長補佐ベルを2回鳴らす〕

○小堤委員 (続) 何回も何回もあるので、これが再発しないような、1段階踏み込んだ再発防止を考えてもらいたいと思ひます。以上です。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 補足としてお答えさせていただきます。先ほどの点検体制、対応ということで、そのあと、調理器具につきましても、今、委員からお話があったとおり、劣化が進んでいるというところもござひます。休校期間中の点検や日常点検の劣化が進んでいる機器を把握しましたらば、予算の範囲の中でできるものは速やかに対応するなど、安全安心な学校給食を提供できるよう調理機器の修繕や更新も進めてまいりたい、そのように考えております。

○鈴木委員長 よろしいですか。続いて佐野委員。

○佐野委員 佐野です。どうぞよろしくお願ひいたします。私は、最近メンタルヘルスに関わる、私の知り合いの専門職の方からも、教職員からの相談が増えているとお聞きしています。そこで教職員のメンタルヘルスについて質疑させていただきます。まず初めに、教職員のメンタルヘルス不調の実態把握と分析についてです。本市における教職員のメンタルヘルス不調による休職者数や傾向について、どのように把握、分析されておりますでしょうか、お伺ひいたします。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。ただいまの質疑にお答えいたします。近年、教育現場においては、教職員の多くが負担を抱えながら働いていることが懸念されており、特にメンタルヘルスの問題は、教育の質に直接影響を及ぼす重要な課題と捉えております。メンタルの不調により、長期に休んでいる教職員につきましては、県教育委員会への事務手続において、学務課で実数を把握しており、令和7年度、今の時点でござひますが、休職者等の人数は4名となっております。傾向につきましては、個々人差がござひまして、特に顕著なものはないということになっております。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。重要課題というふうに位置づけていらっしやっただいてますね。それでは、例えば校種別ですとか年次別ですとか担当教科別など、傾向的な課題がある場合には、ちょっとあるようなことがあった場合にはちょっとお聞きしたいんですけども。お願いいたします。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 今時点で、4名の方がお休みされているということなんですが、特に校種であったりとか教科で偏りというか、特徴があるということとはございません。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。続いて、心の健康に関する予防支援体制なんですけれども、心身に不調を抱える前段階での予防ケアといたしまして、どのような研修や相談体制、またセルフケアの機会を設けておりますでしょうか、お聞きいたします。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 保健給食課、松崎です。お答えいたします。市の心の健康に関する予防支援体制ということですが、教職員が気軽に専門医のアドバイスを受けられるよう、令和6年度より、心療内科の専門医に依頼しまして、教職員を対象とした心の健康相談を実施しております。心の健康相談体制につきましては、年8回実施しまして、時間帯としては10時・11時の1時間となっておりますけれども、1人30分、2名まで受け入れるような体制で、で行っているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。それは単発的ではなく、継続的な支援設計という形でとらえてよろしいのでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 この8回という回数を設けております。その方が希望で次の機会にまた相談をしたいということであれば引き続き継続して受けられる体制にはなっております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。ちょっと質問が多いので、次に行かせていただきます。カウンセラーの活用相談機能の整備ということなんですけれども、現在スクールカウンセラーを——がおられたと思いますけれども、スクールカウンセラーは、児童生徒の支援だけでなく、教職員の相談窓口としても機能されているのでしょうか、お聞きいたします。

○鈴木委員長 仲田センター長。

○仲田教育総合支援センター長 教育総合支援センター、仲田でございます。ただいまの御質疑にお答えいたします。スクールカウンセラーによる教職員のメンタルヘルス相談体制はございません。以上でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ないということですね。分かりました。それでは外部カウンセラーとの相談体制や、プライバシー確保の観点から、教職員が安心して相談できる仕組みに今現在なっているかどうかということをお聞きいたします。

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課の横島です。委員の御質疑にお答えいたします。一般的なカウンセラーの活用相談機能の整備につきましては、令和6年度から実施しています心の健康相談に加えまして、令和7年度から新たに産業カウンセラーによるプライバシーを厳守した対応の心の健康相談会を夏季休業期間に実施する予定です。相談体制につきましては、市内の学校を3ブロックに分け、学校の近隣の公民館にて3日間実施する予定です。時間等につきましては、午前10時から午後3時50分まで、1日5枠を設けて実施する予定となっております。今後の相談機能の整備及び拡充につきましては、今年度の健康相談の実施状況や実施後のアンケートにて意見を集約するなどし、教育教職員がより相談しやすい環境整備に向け検討を行っていきたくと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 相談回数が増えることはとてもいいことだと思います。続きまして、校長先生、あと管理職へのマネジメント支援と研修ということなのですが、現場でメンタル不調の兆候に気づくのは校長先生だったり、教頭先生だったりということも多いと思いますが、管理職に対して教職員のメンタルケアや対応の基本などを学ぶ研修やサポートはどのように実施されていますでしょうか。お伺いいたします。

○鈴木委員長 鈴木参事。

○鈴木教育参事 参事の鈴木です。佐野委員の質疑にお答えいたします。学校長、教頭が研修する機会の一つに、県南教育事務所主催の管理職研修会が年2回ございます。その研修では、様々な課題に対して、県教委の担当管理主事や県南教育事務所の担当管理主事等から指導助言があります。また、校長、教頭がレポートを作成し、小グループで協議する場があります。

その機会が教職員のメンタルヘルスに対する校長、教頭へのマネジメントの支援や、研修会の機会となっております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課の横島です。市の独自の取組につきまして、追加で御説明のほうさせていただきます。管理職へのマネジメント支援の研修としまして、7月に校長教頭を対象にラインケアハラスメント研修を実施する予定です。内容につきましては、管理職の役割や、安全配慮義務、相談対応の方法やハラスメントの理解、ハラスメントにならないよう指導等を検討しております。今後も管理職の方々がメンタルヘルスに配慮した学校運営を行えるよう研修プログラムの充実や支援体制の強化を図り、教職員が安心して働ける環境整備に努めてまいります。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。研修なんですけども、座学だけじゃなくて例えば、直接、相談を受ける際のロールプレイングなどのそういった研修なども含まれておりますでしょうか。

○横島保健給食課長補佐 研修内容につきましては、

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課の横島です。研修内容につきましては、今後、委託先と検討しながら、そういったロールプレイングも等も含めまして、進めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 今はやっていないという、座学のみということではよろしいですかね、そう受け止めて。

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課の横島です。御質疑に答弁いたします。この研修につきましては、令和7年度の4月から新たにという形になりますので、今後、そこも含めて検討のほうを進めていきたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 鈴木参事。

○鈴木教育参事 追加で御答弁させていただきます。先ほど県南教育事務所主催の管理職研修会というのもありましたが、県教育委員会の主催の管理職研修会等もございます。その中では、そういったことに対する協議、グループ協議であるとかロールプレイング等も実施しているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。新たに進める研修についても、ぜひ座学だけではなく、ロールプレイングあるといいなと思っております。最後に休職後の復職支援プログラムについてです。精神的な不調により休職した教職員の復職支援について、段階的な職場復帰や、職務配慮などのプログラムは整備されておりますでしょうか、お伺いいたします。

○鈴木委員長 鈴木参事。

○鈴木教育参事 お答えいたします。まず求職者求職者に対する職場復帰トレーニングについて御説明させていただきます。求職者に対する職場復帰トレーニングでは、茨城県教職員職場復帰トレーニング実施要綱があり、長期療養療養中である教職員の円滑な職場復帰を目的として、その要綱にのっとり実施しております。職場復帰トレーニングの具体的な進め方につきましては、職場復帰トレーニング実施の手引きがありまして、そこでは職場復帰トレーニングの実際として手続の仕方、それから実施体制の構築、トレーニング実施前からトレーニング実施後までの本人の取組や校長等の関わりまで明記されております。各学校では、この職場復帰トレーニングの実施の手引をもとにしまして、本人や御家族、主治医の意向や意見を踏まえて、職場復帰トレーニングを行っております。休職後の職場復帰プログラムにつきましては、その職場復帰トレーニング実施の手引きについてで、職場復帰後の留意事項が明記されております。その留意事項にのっとり、各学校で復帰者への丁寧な関わりと支援を心がけております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。県のプログラム、こういったものに沿ってということですが、市独自で何かそこに関わるものってのはあるのでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木参事。

○鈴木教育参事 お答えいたします。県のほうのそういった手引きにのっとっておりまして、市のほうではそういったものはございません。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 佐野です。何だっけ。以上です。分かりましたありがとうございます。

○鈴木委員長 続いて本田委員。

○本田委員 よろしく申し上げます。共産党の本田です。まず、井野公民館改修工事ということで実施設計がされると思いますが、この工事の内容詳細を教えてください。

○鈴木委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 生涯学習課秋山でございます。委員の御質疑に答弁いたします。井野公民館は1983年、昭和58年4月に開館しました。築後42年が経過し老朽化が進行しており、令和元年度に外壁屋根の改修工事を実施したところでございます。今回は内装中心に改修工事を実施するために、実施設計の業務委託を行うところでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 令和5年3月ですかね、エレベーター設置についての請願が出てる——出たと思うんですよ。これ、趣旨採択になってると思います。それで、今回の工事の中でこのエレベーター設置はされるのかどうか、これをお伺いします。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 生涯学習課、藤代公民館長の大久保でございます。本田委員の御質疑に御答弁いたします。令和5年第1回市議会定例会に井野公民館エレベーター設置に関する請願が出され、総務文教常任委員会で審議された結果、趣旨採択となっております。そのときの請願に関する審議において答弁をしたとおり、エレベーターの設置を検討する場合は、1階の部屋の面積を縮小することも検討しなくてはなりませんので、そういったことを踏まえて、バリアフリー化の手段をどのようにするか最終的に検討していく予定です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 バリアフリー化ということで、具体的に、例えばエレベーターを設置できないもしくはほしくないということだった場合、どういったことが考えられるのでしょうか。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 質疑に御答弁いたします。エレベーターが設置されない場合は、階段昇降機などそういったものが考えられるというふうに思っております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 趣旨採択でね、趣旨は分かりますということだったんですけども、やっぱりエレベーター、この採択を受けてエレベーターもしっかり考えていただきたいと思うんですが、その辺はやっぱり構造的に難しいという部分があるのでしょうか。

○鈴木委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 お答えいたします。当時の請願につきましては、エレベーターの設置をという内容で請願が出されて審議されたことが、私どもも承知しております。今回、

改修に当たりましては、全体的なバリアフリー化の中でエレベーターであったり、先ほど申し上げた階段昇降機も含めて、トータルでどういったものがとれるのか最終的に検討していきたいと考えております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。ぜひ請願が趣旨採択されてますので、その辺、考慮していただきたいなと思います。最後にこのスケジュールを教えてください。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 御質疑に御答弁いたします。現在設計業務委託について機構は完了しております。7月に入札が行われる予定となっております。請負業者が決定次第設計業務に着手してまいります。次年度の定期利用団体の予約調整というのを例年11月頃に行っております。そういう状況ですので、その前に登録団体代表者を集めて説明会を行いたいと考えております。また令和8年度の実施設計の予算確保についても並行して進めてまいりたいと思います。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。市民の方々が使う大事な施設ですから、市民の方の声も、意見とかも、踏まえて計画を進めていただきたいなと思います。以上です。続きまして、学校給食の異物混入についてなんですけども、先ほど小堤委員からもありましたけども、私のほうからは、メーカー品の異物購入の場合の責任ってどこにあるのか、これちょっと明確にしたいなと思います。お伺いします。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えいたします。メーカーが製造した食材や食品が原因と特定できた場合の給食異物混入事案については、当然ながら最終的には責任につきましてはメーカーにあるというふうに認識しております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 私、仕入れずっとやってましたけども、やっぱりメーカーに責任が最終的にあると私も思います。

そういった場合、例えば今回、最終報告を見ますと、管理をしますとか、注意をしますというようなことなんですけども、この報告を見ると、ちょっと緩いんじゃないかなと実は私感じております。例えば、今回1件あったということなんですけども、メーカーで製造過程であった場合、これ本来であれば、このロット、いわゆる同じロットでつくられた製造過程で同じロットで作られたものは全て混入の可能性があったものだと思うんですね。それについて、今回1件だけということに済んでいると。もしかしたらほかにもあったかもしれないけども気づかなかったという可能性もあると思うんです。そこら辺がどうなのかというのをちょっとお伺いしたいなと思います。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えいたします。そういった製造業者が納品したものにつきまして混入事案があったときにつきましては、当然所管となる――管轄なる保健所の立入り検査等もあつたり、そういった経緯がございます。その中で状況の把握というところで、実際に

納入業者が要因となった場合には、当然その以外の納品したところというところの確認も当然製造業者から配送されたような先があれば当然、その購入があるかどうかというのは当然確認する、そういったところになってきます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 通常、そういったロットに関しては、全て回収なんです。リコールになります。そういった場合、今回非常に緩いなど、その辺を感じてるんです。もう1個言いますと、こういった場合のケースというのは、一般の流通、——一般のマーケットで、例えばお店さんとかで、もしメーカー品でそういった不具合あった場合、これ、いわゆる赤伝とってマイナス伝票切るんです。こういったことというのはどうなんでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 最後のほうちょっと聞き取れなくて申し訳ないです。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 マイナス伝票とって、いわゆる赤伝って言われるものなんですけども、マイナス伝票、例えば100円で買ったものを100円戻す、もしくは現物でお返しするとか、そういった対応が通常されると思います。これについてはどうでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 不良品があった場合につきましては、なかなかケースバイケースというところがあると思っております。例えば納品検収時点で確認された場合は、異常のない食材食品を交換対応ということになるかと思っておりますけれども、在庫状況から交換対応が難しい、そういった場合は、当然請求なしのキャンセルということになるかと思っております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 あともう一つ、これ例えば異物メーカー品の場合、行政のほうから、メーカーに直接なのか、学校給食会通じてなのか、その辺ちょっとお伺いします。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えいたします。実際に食材の納品につきましては、直接メーカーに発注ということではなくて、学校給食会であったり、給食物資の取扱い業者に発注しております。そういったところから、基本的には、そこを介して、いろんな指導がなされる、そういうふうにご認識しております。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 通常で問屋さんとか、経由になると、問屋経由というのが通常なんですけども、ただそのメーカー品メーカーが今回、責任があるということであれば、メーカー側からの行政に対するそのアプローチというか、そういったものって何かあったんでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えいたします。今回は麺の製造業者ということがありまして、実際にその業者の方と、あと学校給食会の両方で私ども教育委員会のほうに実際に事案の説明、その後の対応といったものを直接こちらに来ていただきまして、しっかりとした説明がなされております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。当然やられてると思いますが、やっぱり、これ給食費ってもちろん保護者の方にもお支払い頂いてますけども、支払ってますけども、行政のほうでもこれ補填しているわけですよ。そういったことで、私はね軽く見ないで頂きたいなと思ってます。

〔永井議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす〕

○本田委員 その辺、しっかりメーカーもしくはメーカーが責任があるものについては、しっかりお金の面でもやっぱりしっかりと追求するとか、どうするのかということについて対策をしていただきたいなと思います。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 生涯学習課、大久保です。先ほど本田議員の質疑への答弁で、令和8年度の実施設計と申し上げましたが、正しくは令和8年度の実施工事でした。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

○鈴木委員長 訂正を認めます。最後に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願ひします。4項目ありますので、簡潔に質疑をしていきます。一つ目、消防団によるドローン活用についてです。消防庁は全国の消防団にドローンの導入を推進しておりまして、配備への補助金交付、操縦方法などの講習会の開催があります。質疑要旨の中でも、人員不足、安全災害被害の早期情報共有等を踏まえた本市の導入の考えはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 中村次長。

○中村消防次長 長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。ドローンの活用につきましては早期の災害実態把握や、被害情報の迅速な把握など、少人数で広範囲の状況など、短時間で収集することが容易であり、これらの情報を早期に共有することで、災害現場での安全確保が可能となることから、その有効性が注目されております。こういったことから、消防本部では様々な可能性を検討し、早期情報収集などの実現のため、委員も御存じ、御承知のとおり昨年度に災害用ドローンを整備し、運用を開始しております。高所からの俯瞰的シェアが追加され、危険区域などの上空からの確認が可能となるなど、確認対象や活動中の隊員、また消防団員の安全確保など、災害時に消防本部や消防団員が情報を共有することにより、指揮命令系統の強化にも成果があり、ひいては災害対応力の向上と安全な活動につながっていると考えております。消防団にドローンを配備し、大規模災害時などに消防団でドローン活用が可能となれば、情報収集をする上で出動可能であれば人員不足であっても、効果は見込まれてくると考えております。昨年度、消防本部に導入したドローンについては、運用開始から4か月ほどしかたっていないことから、ドローンをさらに有効に活用するため、操縦員の育成も行っているところであります。また、市内で災害発生となりますと、消防災害応急対策本部を立ち上げまして、消防本部、消防団本部が合同で情報収集し、共有を図り、状況に応じた対応をしていくようになります。こういったことから、消防本部ドローン小隊をいち早く出動させ、情報収集をしてまいりますので、まずは消防本部で運用しているドローンを活用していくことを考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 ほかの自治体では少しずつこのドローンの活用、消防団で増えていて、中にはドローンの部隊というのもあるそうなんですけど、そういうのも今後、今の消防本部の活用状況を見ながら検討頂くということによろしいでしょうか。

○鈴木委員長 中村次長。

○仲村消防次長 それでは答弁させていただきます。当然、整備につきましては、消防団へのドローン導入、消防団員の意見などを聞きながら、さらには先進地などの取組などを参考に調査研究してまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 これ災害だけでなく、取手市で高齢者が多く、行方不明の捜査にもすごく活用されていると聞いてます。ぜひ、災害以外にも普段からそういった人員が少ない中でも、素早く地域の方の見守りだったり活用が図れるよう、ちょっと調査のほうよろしくお願ひします。次に移ります。通学下校における児童生徒の安全についてです。最近交通事故、小学生生徒の小学校交通事故のニュースをテレビでよく耳にするんですけど、市内における交通事故の主な発生内容について伺います。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課丸山です。御質疑に答弁させていただきます。過去3年間ということで、学校に報告——学校から報告を受けているもので説明をさせていただきます。登下校中の交通事故ですが、小学生におきましては、道路横断中にランドセルと車が接触した事故、また、道幅が狭い道路において走行してきた車のドアミラー、これと児童の身体の一部、また、ランドセルが接触する事故などが発生しています。中学生におきましては、自転車で交差点を曲がる際に車との接触事故が発生しています。車からは急に中学生が飛び出してきたように自転車が曲がってくるというような状況に感じているということです。また、中学生でも徒歩、それから自転車で横断歩道のない道路を横断したときに、やはり車との接触事故が発生しています。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今、接触事故というのが多いように見受けたんですけど、どうして起こったのか未然に防ぐために、共通する部分だったりというのはいろいろ分析はされてるんでしょうか。道が狭いですとか、そういった面で。

○鈴木委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 学務課の笠川です。長塚委員の御質疑にお答えいたします。事故が発生した場合、その都度、私どものほうで現場確認を行ったりだとか、その危険要因の把握を行っているところでございます。そういったものと併せまして、児童生徒への注意喚起のために、学校との情報共有も図っているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。では、次のその後の通学路対応についてお伺ひします。

○鈴木委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 お答えいたします。先ほどの情報共有などを図った中で、ソフト面

の対応としましては、学校の交通安全指導というのが主になってきます。そのほかハード面の整備としまして、注意喚起看板の設置であったりとか、そのような、即座に対策できるような案件につきましては、速やかに学務課で対応しているところでございます。また、道路の除草であったりとか、関係機関に依頼するよう必要があるようなものにつきましては、道路管理者と道路管理者等に対策を要請しております。加えまして、中長期的な対策でございます。道路の拡幅であったり、大規模な修繕、などにつきましては、例年7月に開催しております。通学路交通安全対策推進会議において取上げまして、関係機関と連携しながら、多方面から対策を検討、実施しているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今いろいろ対応、対策を教えていただいたんですが、実際に私の地域にあるんですけど、永山小学校・中学校の前の狭い通り、今年も去年もおととしも接触事故が発生して、都度雨だまりとか、木の伐採の依頼というのを対応していただいても、地域の方も見守っていただいている中でも事故が発生しているという状況なんです。そういった箇所って市内でも何か所かあると思うんですけど、そういうところは把握されてるんでしょうか。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。お答えいたします。事故が多発するところというのは、今おっしゃられた箇所も含めて、さほど多くはございませんが、存在はしております。そういった中で、ハードそれからソフトで対策を1度はするんですけども、また終了ということで、完結した後に、やっぱりここ危険だったと危険ということで、会議の材料として学校から報告がございます。そういった場合には、またこの会議の中で、さらにどういった対策が必要か、そういったものを検討して、そういった危険の解消に努めているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりましたでは今おっしゃっていただいた、通学路の安全プログラムについてです。これは保護者に対してアンケートが送られてくるんですけど年1回という認識で合ってますでしょうか。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 お答えいたします。はい。こちらのほうは通学路が確定した後に、保護者の方にアンケートを行って、そこから学校のほうから危険箇所ということで報告がございます。その後、危険箇所について、会議の中で対策を検討している、そういった状況でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 今年度はもうアンケートは、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 お答えいたします。そうですね、今年度につきましては、もう既に学校から回答が上がってきている状況でございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 その会議を年2回されているとホームページでも拝見しております。その結果についての共有はどうなっているのか伺います。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 お答えいたします。7月に、まず危険箇所を挙げて対策の検討を行っております。2月に、その対策の進捗状況、そういったものを結果として取りまとめをして、年度末にホームページのほうで公開をしております。ただ、これは関係者の中だけでお話し合いをされているということで、なかなか保護者の方に行き届きにくいということで、こちらのほうは、ホームアンドスクールにおいて児童生徒、それから保護者のほうにも、こういう結果がホームページに掲載されていますよということを知っていただくような形で周知のほうをしていきたいと思っておりますし、今回、今年度の案件につきましては、こちらのほうは実施をさせていただきます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 令和5年度には4月と9月に、ホームページに掲載した旨の連絡がホームアンドスクールで来てました。令和6年度はいかがでしたでしょうか。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 お答えいたします。当初は、お送りしていたときにはホームアンドスクールで配信される情報というのが、ごく僅かだということで配信のほうをさせていただきました。今年度——昨年度、令和6年度分の結果につきましては、今イノシシの情報であったりとか非常にホームアンドスクールで、提供される情報が多いということで、そういった中で、今回の送ることはなかったんですが、やはり重要な情報ということで、今年、令和7年度の結果につきましては、ホームアンドスクールで結果の掲載について、周知のほうをさせていただきます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 保護者からもアンケートをとっているわけで、経過や状況を報告するのは、教育委員会として、責務だと思います。ぜひ、情報がたくさんあるという配慮もあったかという話なんですけど、それ以上に大事なことなので、引き続き、情報発信についてはお願いしたいと思います。次に移ります。住所地における指定校についてです。小堤議員の一般質問でも学区に触れておりました。ホームページを見ると、指定学校の変更の申請の事由について詳細が記載されているのが確認できます。小学校において指定学校変更の申請は何件あるのでしょうか。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。お答えいたします。申し訳ございません。ちょっと件数のほうは今日お持ちしておりませんので、必要であれば、後日回答したいと思います。すいません。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 では、保護者がこの制度をホームページ以外で知りうるすべというのはあるのでしょうか。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 お答えいたします。先ほど委員がおっしゃられたようにホームページのほうを御覧頂く場合、それから例えば、学区の線引きの上にお住まいがあった場合に、実は隣の学校が近いんじゃないかと、そういった疑問を持ちになった方が、御自身で、教育委員会のほうにお問合せ頂く、そういったような状況になっております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 保護者の方がホームページで自分で調べに行くか問合せするしかないということです。結構減ったんですけど、まだ事情が知らな——事情が事由に該当するのに、知らなかった保護者という方もいらっしゃいます。就学前健診のはがきが来て、この学校で決定なんだという認識されてる方も多いんですが、周知するべきだと考えますがいかがでしょうか。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 お答えいたします。先ほどホームページで周知をしているということで、近隣の市のほう確認をしたところ、同様にホームページで周知を行っているというようなことで、それ以外の周知方法は今のところないというような調査結果がございました。

○鈴木委員長 長塚委員、あと 47 秒です。

○長塚委員 分かりました。せめて、就学前健診のはがきでの学校が記載があるので、一言ホームページでも何かそういった内容があれば親切かなと思います。

次の質疑に移ります。グリーンスポーツセンターについてです。Wi-Fi 整備の状況について避難場所のほうについては中継機を使用するということでしたが、進捗状況を伺います。

○鈴木委員長 岡田補佐。

○岡田スポーツ振興課長補佐 スポーツ振興課、岡田と申します。長塚委員の御質疑にお答えいたします。タック取手グリーンスポーツセンターにおけるWi-Fi 設備状況についてですが、令和7年1月より利用を開始しております。現在、2階ロビーやトレーニング室、廊下が接続可能となっております。さらに、接続エリアの拡大として、中継機を導入し、接続エリアの拡大に努めております。建物の構造上の問題により、一部接続が難しい状況となっております。今後も情報管理課と連携し、可能な限り接続エリア拡大に向け、利用者の利便性の向上に向けた取組を継続してまいりたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 2階でね、Wi-Fi を使われている方いらっしゃいますので、引き続きよろしくをお願いします。

次に、アスレチックの広場の整備について今後の方針を伺います。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。長塚委員の御質疑にお答えいたします。TAC取手グリーンスポーツセンターは、平成2年に開設され、30年を経過した施設となっております。豊かな自然環境の中でアスレチック広場を有し、ジャンボスライダーという滑り台が設置されております。多くの子どもたちが楽しんでいる姿を確認しております。広場には樹木も多いため、少し暗いイメージもありますが、ゴールデンウイー

クには日陰を好む珍しい花を鑑賞するために、毎年楽しみにしている利用者もいらっしゃいます。先日、現場を確認したところ、ジャンボスライダーの階段部分において、老朽化により傷んでいる

箇所を確認できましたので、なるべく早く対応していきたいと思います。今後もアスレチック広場を含めたTAC取手グリーンスポーツセンターの環境整備に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 ジャンボスライダー、ちょっと安全面ですごく心配な点もあるのでそこは早急をお願いします。

広場、すごいすてきな広場なのでお金かけなくても、子どもたちが楽しめる整備を期待しております。以上です。

[永井議会事務局長補佐ベルを2回鳴らす]

○鈴木委員長 以上で通告された質疑が終わりました。これで教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。松崎次長。

○松崎教育次長 すいません。1点、発言の訂正をお願いいたします。先ほど本田委員の質疑、答弁に対しまして、メーカーへ直接発注というお話をさせていただきましたけれども、給食食材食品の一部直接メーカーに発注するものもございますので、給食食材食品の大半はということで訂正させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○鈴木委員長 訂正を認めます。本田委員。よろしいですか。訂正を認めます。石橋課長。

○石橋学務課長 すいません。先ほどの長塚委員の指定校変更を行った件数ということで、令和7年度の入学、新小学1年生が44件、それから新中学1年生が29件となっております。以上です。

○鈴木委員長 訂正を認めます。長塚委員、よろしいですか。ここで執行部の入替えを行います。執行部の皆さんありがとうございました。

休憩します。

午前11時31分休憩

午前 時 分開議

ここから校正済（議案質疑）

○鈴木委員長 再開します。

続いて、議案第28号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第28号につきましては、6月3日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第28号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第28号につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第 28 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第 29 号につきましては、6 月 3 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 29 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 29 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員。

○本田委員 本田ですよろしく申し上げます。今回、この 29 号ですか、議案の中で、変更点が 3 点あるということなんですけども、この 3 つ目、説明にありました 3 つ目の国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においてもというところなんですけども、これ加熱式のたばこと、あとは紙巻きのたばこの税負担の見直しをすることだと思っておりますけども、ちょっとこの詳細というかね、これ、詳しくお伺いしたいなと思います。

○鈴木委員長 三浦次長。

○三浦財政部次長 課税課、三浦です。本田委員の御質疑に答弁させていただきます。今回の改正に関しましては、加熱式たばこの課税方式の見直しによるもので、税率についての変更はございません。現在、加熱式たばこと紙巻きたばこの間に税負担の差が生じていることから、それを解消するために、国のたばこ税において課税方式の適正化を行うこととされたもので、それに伴いまして、地方たばこ税においても、課税の適正化の観点から、課税方式を見直すこととしたものでございます。内容としましては、現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは、1 本をもって紙巻きたばこ 1 本に換算する仕組みとするものです。重量のみで換算した場合でございますけども、現行は重量 0.4 グラムで紙巻きたばこ 1 本に換算するところ、改正後は、重量 0.35 グラムで紙巻きたばこ 1 本に換算することになります。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。今回の変更で税収に変化はあるのでしょうか。

○鈴木委員長 三浦次長。

○三浦財政部次長 お答えいたします。たばこ税に関しましては、1,000 本あたりに対して税率が決められておりますので、今回の市税条例の改正による税収の変化はございません。ただ、健康志向の高まりや、健康増進法の改正、高齢化の進展などにより、このところ、たばこの販売本数が年々減少にあります。令和 8 年 4 月 1 日施行と今回なりますけども、令和 8 年度につきましては、販売本数の減少による影響で減収になると見込んでお

ります。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。ちょっと私たち共産党で、このたばこ税について調べたんですが、政府与党のが示した令和7年度税制改正大綱というのがあるんですけども、これインターネットで見られるんですけども、この中に防衛力強化に係る財源確保のための税制措置という欄があるんですね。そこのところの中で、たばこ税というのが入ってるんですね。ここのところで、(1)というところに、加熱式たばこの課税方式の見直しということが書かれてるんですね。今回の条例の改正というのは、令和7年度税制改正大綱の中のたばこ税の加熱たばこの課税方式の見直しに書かれている内容ととらえてよろしいんでしょうか。

○鈴木委員長 三浦次長。

○三浦財政部次長 お答えさせていただきます。閣議決定された令和7年度の税制改正大綱、そちらにも同じ内容が記載されておりますので、記載内容に関しましては、本田議員のおっしゃるとおり間違いございません。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第29号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第39号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第3号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管を議題といたします。本件につきましては、6月3日にオンラインにより詳細な説明が行われております。お諮りします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、小堤委員、長塚委員、佐野委員の3名から通告がありました。それでは、通告順に従い、質疑を行います。

最初に、小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願いたします。私は、電算OA化等に要する経費ということで質疑いたします。この経費に2,742万5,000円が計上されています。これ主に、オンライン市役所開設に伴うことだと思っておりますが、まず第一に、公民館のスマホのない方やネット環境がない方に対して、公民館を使ってオンライン市役所をやるということですけども、この既存のLAN配線等の利用というのは、いかがなんでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。現在、市内の公民館の中で、6館の公民館が利用者向けのインターネット回線が未整備でございます。これを今回、ただいま小堤委員の御質疑がありましており、オンライン市役所のサポート、フォローをしていくため

に——整備をするために、インターネット回線を敷くというようなものでございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございました。そうしますと公民館、今までの概念とはまた、オンライン市役所が利用できるということで、ちょっと変化してくると思いますが、この辺の付加価値については、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 今回のオンライン市役所整備後につきましては、市内の地区公民館どこでも、一定程度の申請等が可能となるような整備を考えております。このことからいきますと、公民館で市の窓口機能が一部が備えられるといった変化が想定されるところでございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。支所まではいかないですけれども、ある程度のことは少しできるようになって利便性が上がるという付加価値がついてくると、そういうことかと思えます。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 そのとおりでございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 では次に、スマホを持ってない方とか、インターネット環境がない方というのは——これは難しいんでしょうけれども、その人数とか世帯数というところは、どのように整備する中で考えてますか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 取手市独自の数字としては把握はしておりませんが、総務省が公開しております令和6年通信利用動向調査、こちらを基にお答えさせていただきます。同調査によりますと、日本でのスマートフォンを保有している世帯の割合というのが90.5%となっております。ここ数年では、60代から70代の所有率が大幅に増加しているという傾向が見られております。また約8割の方が、その世代、スマートフォンを所有しているといったデータがございます。さらに、LINEヤフー社によりますと、2024年9月の時点ではございますけれども、ユーザー数は9,700万人おり、日本の人口の約8割が利用しているといったことが発表されているというものを把握しているところでございます。それらの数値からいっても、具体的にその環境がない方というものを個別具体的に市民の方でというのは、なかなか判断がしにくいところではございますけれども、当課で行っているスマートフォン教室に参加いただいている方と、いろいろお話ししたり、見てみますと、家族間の連絡でLINEが使われてる方というのは本当に多くございますので、そういった状況からの把握——の範囲での把握ということで御理解いただければと思います。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。60代、70代の人結構増えているということで、公民館——今のところ公民館、普通にいろいろな教室等で使ってる方というのは、高齢者の方が多いと思うんですが、そういう人が公民館に来たとき、スマホを持ってる、ネット

が使えるということであれば、そこで用が足せるということになってくるのかと思うので——あ、違うか。それは、持っている人は持っている人でいいんですけども、高齢者の人でも使えるということで、それはいいことなのかなと思うんですが次に行きます。そうすると、2,742万5,000円計上して、これだけお金を投資するわけですけども、利用者の積算というのは、そういう今答弁があった中から考えて、どのぐらいかというのは、費用対効果を考えることができるのでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 まず今年度は、来年2月から本格リリースを目指して——議決いただきましたらば、リリースを目指しているところでございます。10の手続程度からの運用開始を今年度は想定しております。とはいえ、担当課と調整して、実装に時間がかからないものであったり、住民の利便性が特に期待できる——向上が特に期待できるもの、こういったものは、スピード感を持って実装できるようにしていければなと思っております。その利用者の積算といったところなんですけれども、人口約13万人の自治体、今私どもが導入を検討している同じシステムを入れている自治体を調査したところ、年末年始——市役所が閉じている年末年始に、約1,000件の申請手続等があったといったものが調査であります。また、その自治体では放課後子ども教室、子どもクラブの登録に関しては、2,608件がLINEによる申請であって、総申請数の93.2%がLINEから——デジタルから、紙の申請が6.8%といったような事例も調査させていただいているところでございます。いずれにいたしましても、市民の皆さんが手元のスマホで、自分の時間で最小限で、市役所に赴くことなく、活用いただいて便利さを感じていただけるような業務を増やせるように、当課が中心となって各課をフォローしていければなと考えているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 令和8年2月から運用開始ということで、10の手続ができるということは本当に、この市民にとってもありがたい限りなのかなという気はします。なかなか窓口に行けない、共働きの人とか、いろんな人がいると思いますので、その点では本当にいい取組だと思います。ですので、そうすると逆に最後の質問ですけども、職員の職務が、いろいろ今までの窓口業務とか、いろいろなところで業務の形が変わってくるのかなというふうに思うんですけども、その辺の職員それぞれの一人一人の意識とか、そういうところへの変化というのは、どうなってくると予想されますか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 オンライン市役所といった、そういったシステムであったり、AI技術の活用によって効率化が図られる部分というのは多分にあると考えております。導入してすぐというわけではございません。例えば、お答えになりますけれども、複数ある窓口——窓口が複数ある場所が、今回のオンライン市役所の導入によって、市役所に行かずに目的が達成されるといったことが増えていけば、その窓口——リアルな窓口の数を減らして、別の職員が担っていたものを窓口業務ではない業務に充てていく——当たっていくであったりとか、別の部署に行くであったりとかといったことのバックヤードの変化と

いうものは必ずあるというふうに考えております。システムに任せられることはA I等に任せて、私たち職員にしかできないこと、職員がやらなければならないことに重きを置くというような意識改革をしていくことによって——ということがまず第一歩なのかなというふうに考えております。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。今まさしく岩崎課長が言うように、私も思うんですけども、A Iとか機械に頼れるところは頼っていく。そして、それ以外の職員の心で対応しなくちゃいけないところとか、そういうものはやはり今までどおりに、丁寧に市民に行政サービスしなくちゃいけないというところで、これはやはり日本全国ですけど、人口減少とかそういったことを考えながらも、市役所の在り方というか働き方も変わっていかなくちゃいけないのかなというところですので、ぜひそれに伴いまして、職員に対する説明会とか、そういうのも随時やっていただければいいのかなと思います。どうもありがとうございました。以上です。

○鈴木委員長 続いて、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしく申し上げます。私からも電算O A化等に要する経費についてです。オンライン市役所システムの件なんですが、ちょっとその前に、本日の読売新聞で「A I近未来」というところで、茨城県取手市の議会答弁書作成支援システムの紹介がされております。委員の皆様、これ議会事務局にあるので、ぜひ御覧いただければと思うんですが、議会ははじめ先進的な取組をなされている本市が今回、オンライン市役所の導入の補正予算ということで、ちょっと質疑をしてみたいです。私、前回一般質問で質問させていただいた際に、システムは複数あるけれども、市民の使いやすさ、職員の作業工数、負担、費用面含めて比較検討しているということでした。実際に選定されたシステムの詳細について、お伺いします。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 お答えいたします。まず今、予算を議決いただき——可決決定いただきましたらば導入をしようとしていますシステムにつきまして、簡単にですけれども御説明させていただきたいと思います。前提条件として、このオンライン市役所の機能をフルに活用できるという流れで御説明します。まず初めに、取手市のL I N E公式アカウントに友達登録をしていただく。ここの登録があると、フルに活用——御活用いただけたという理解をしていただければと思います。その後に関しましては、長塚委員もL I N Eをお使いだと思われま。チャット形式、例えば公民館を予約したいといったときには、施設予約というところをタップします。そうすると、公民館だとか何々という施設名があらわれますので公民館を選ぶ、利用する日を選ぶ、時間帯を選ぶ、部屋を選ぶといったような形で、自分の目的を達成していく。そして支払いに関しましても、クレジットカードや電子決済等をお持ちであれば、お使いであれば、窓口に行くことなくスマートフォンで支払いまで完了し、予約手続が完結するといったような流れをイメージしていただければと思います。そして、選定のポイント、情報化推進委員会でのポイントといたしましては、私たち職員側の話として一つありますのが、他の同じシステムを導入している自治体が、

例えば〇〇研修会予約システムみたいなものを構築して実装されているといたしました場合、それを当市がそのまま横展開できるといった便利さがあります。

その講習会・研修会の名称を変えて、日時、場所等を変えて、簡単に実装——容易に実装ができるといったメリットが大きいところです。また、そういったものについて、新しいシステムを導入——システムといいますか、例えば予約システムを導入するといったときに、オプション費用がなく、もうこのサブスクと言われる形ですので、この使用料で使うことができるといったところが大きいといったところでございます。戻りまして、住民の皆さん、利用者側からの目線でいきますと、説明書が要らないシステムといったところが導入に至ったところの大きな要因だというふうに考えております。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 チャット形式、会話形式のようなイメージでやり取りができるというところで、あとは職員の方にとっては、一から何かを構築するんじゃなく雛形のようなものがあるから、すぐにいろいろ実装できる。オプションの費用がないということだったんですけど、各課にIDが付与されるというふうに前定例会では聞いたんですが、そういったIDも、例えばですけど、後から利用したいとかといった場合は追加費用がかからないという認識で合っているでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 今回、補正予算で計上させていただきましたID数につきましては、70のID——全部署が利用できるような形で予算の要求——積算要求をさせていただいております。そして、交付決定を頂いているところでございますので、多くの課が利用できるように、当課の職員中心となって、まずは今年度各課に入ってフォローしながら、一つでも便利なものが実装されるように努めていきたいと考えております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 分かりました。ちょっと一つ、システムトラブルの際の対応というのは、どうなっているのでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 システムトラブルという大きいくりですけども、様々な要因が——想定はあると思います。例えばもう、LINEそのものの機能不全になったときは、これはLINEヤフー社さんが修繕、改善、改修していくということになりますし、このオンライン市役所のシステムが例えばダウンしてしまったといったときには、その企業様のほうで改修をしていくということになりますし、あとまた取手市のネットワークの中で不具合となったならば、当課中心となって他の企業さんと連携しながら改修に努めるといったことがありますので、ちょっとその個別具体的に、それぞれいろんな要素・要因があると思いますので、この答弁で答弁させていただければと思います。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 それについては、よく分かりました。次に推進方法と周知方法で、金澤議員の質疑でよく分かりました。各部署2名体制でサポートだったり、市民への出張サポートということで、情報管理課の推進していきたいという意気込みがすごく伝わってきます。

1点、2月の本格導入より早くできるものは実装していきたいということだったんですが、いつ頃を早くて想定されてますでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 まだ予算議決をいただけていませんので、議決いただきましたらば、デモ環境等も——より充実したデモ環境を提供いただけると思いますので、それをまず当課職員が学び、こういうものであるということ十二分に理解をして、各課に入っていく、そこから築いていったもの、すぐできそうなものというところでございます。なので、早くても、10月ぐらいかなんていうふうには見込んでいます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 そうなってくると、周知方法がちょっと気になるんですが、2月の本格導入なのか、実際、実装し始めてからオンライン市役所が始まるのか、それはどういうふうにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 住民の皆さん、市民の皆さんが利用するという意味の早期実装というものであれば、当然広報も早めなければならないというところがあります。今ここ、私共のほうも悩んでまして、2月の本格導入を周知して利用を促進するという意味では、1月15日の広報辺りをメインにというところがありますが、早期に対住民向け——市民の皆様が利用できる環境のものが実装できるときには、例えば、何々研修会、セミナーの参加者募集という記事が出るときに、その申込みがオンライン市役所からできますよと言ったときには、そこで少し情報を出して行って、フルの情報では来年の1月15日にするとかというような二段構えでいくとかというところになってくるかなというふうに想定しています。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 希望的には、ぜひなるべく早くと思ってるんですが、実は先日の意見交換会で、1つ市民の方から意見があって、現状の市役所窓口開設時間では、県外通勤者には利用しづらいという、すごくリアルな声が出てました。今回の補正予算で上がっているオンライン市役所、多くの市民の方の利便性に寄与するものと思います。

庁内推進もそうですし、市民への周知、大変な作業だと思うんですが、ぜひぜひ期待しておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

○鈴木委員長 最後に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしくお願ひいたします。私も前の委員お二人と同じ、オンライン市役所へについてなんですけれども、ずっとお話しさせてしまって申し訳ないんですけども、まずセキュリティーについてです。昨日、金澤議員のほうから質疑がありましたけれども、私からもちょっとお伺ひいたしたいと思ひます。オンライン市役所に今後関わる職員の方、これセキュリティー上のリスクといえは人的ミスも含まれてくると思ひますが、この点についての対策などは、どうお考えになってますでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 人的ミスはデジタルであろうとアナログであろうと、必ずリスクと

してあるものだというふうに承知しております。今回、この導入をしようとしていますオンライン市役所の導入に関しましては、もちろん説明会も行いますし、各課に入らせていただくということもあります。そういった中で、注意点だったりといったところも、きちんとフォローをしていきたいというふうに考えております。セキュリティーというところでは、まず――システム上のセキュリティーは昨日、金澤議員の質疑に対してお答えさせていただいたとおりでございますので、それ以外の部分については職員間できちんと徹底ができるようなものをつくり上げていければなというふうに考えているところでございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。もう一つ、セキュリティーということでは、職員の方が、万が一のときに備える訓練なんかも必要かと思うんです。公共機関などは特にD o s 攻撃ですとか、ランサムウェア、あとゼロデイとか、こういったサイバー攻撃を受けやすいというふうに今、メディアでも取り上げられております。今後、拡充するに当たって、そのリスクは高まると思います。これらに対するインシデント対応訓練などは行っておりますでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 オンライン市役所は、まだ導入していませんので、これについての訓練、セキュリティーの――サイバー訓練だったり、そういったことはまだ当然行ってませんが、ここ数年は茨城県警のサイバーセキュリティーの御協力であったり、関東管区の皆さんの御協力をいただきながら、サイバーセキュリティーについての研修、またメールの――万が一、悪質なメールを開いてしまった、開いたときには速やかに情報管理課に連絡をする。これらが各課が、職員の皆さんができていますのかどうか、こういった訓練を必ず実施しています。例えばですけれども、誤って開いてしまった、開いてしまったのに当課に報告連絡がない。ここが一番の危険リスクな部署ですので、そういった部署が判明したときには、訓練で判明したときには、その後のフォローアップ研修、県警の皆さんによつての研修の際に所属長と職員という形で、もう指定して研修に参加をいただくというような形で、トラブルが起きないように、トラブルが起きたときにも速やかに改善に向かえるような体制の構築に努めているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 数年前から行っておられるということで、とても安心いたしました。サイバーセキュリティーとの連携なども行っているということですので、今後拡充していくに当たっては、やはり常にアップデートしていく必要があると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、今回導入に当たり、職員の働き方や業務プロセスについて伺います。これも先ほど小堤委員の御質疑の中にあつたので、ちょっとかぶる点もあるかと思いますが、まず導入後、該当部署については、これ仕事量が増えるということになるのか、今後、減るということになるのか、どうお考えになりますでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 オンライン市役所という業務は今までありませんので、その部分は増えるというふうな認識をしております。しかし一方で、市役所の窓口に行かずに、市民の皆さん、利用者の皆さんが完結するといったことを考えると、来庁者数の減少というのが想定されます。さらに、例えばですけれども、施設予約が現在アナログ——紙で管理しているといったときには、その管理がデジタルに変わった場合には、効率化が間違いなく図られるというふうに理解しておりますので、総体的には私は、このオンライン市役所の導入によって業務効率が図られたり——市民の皆さんの利便性向上ももちろんですけれども、業務効率化も図られると考えますし、図らなければいけないというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。あとまた、今後オンライン市役所導入後、職員に求められるスキルなどは変わってきますでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 そうですね、オンライン市役所による手続を構築するといったことというのは、今まで経験していない職員がほとんどでございますので、ここはスキルを図っていくことによって、他の——先ほど長塚委員の御質疑のときに御答弁させていただきましたけれども、ほかの自治体のものを横スライドして直す、このオンライン市役所のシステムを学ぶといったところのスキルというのは向上させていくというところは必要性があると思います。それ以外に関しましても、デジタルは私は慣れだと思っていますので、とにかく触っていただいて、触れていただいて、こういうふうにすればいいんだということを1個ずつ習得していただければなというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。それでは今後、庁内での研修などの形、こういったものを、量的にも増やしていくようなお考えでしょうか。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 まず今年度、先ほど来、御答弁させていただいてますけれども、当課の職員が担当制で各課のほうに入っていきますので、そこが説明会、研修会よりも何よりも大きな効果がある時間だと私は考えております。とはいえ、全体的な説明会といったことも必要だと思いますので、その回数を増やすか、増えるかといったところは、今の時点で明確にはお答えできませんけれども、必要に応じて丁寧に説明会を行っていきたいと思いますし、導入しようとしていますシステムの会社さんのほうでお問合せの窓口というのがありますので、当課への問合せもありますし、その会社さんのほうに実際に、そのシステムの構築で悩んでるんだけどとか、使い方で悩んでるんだけどとか、こういったこともございますので、そちらも利用していただければなというふうに思っています。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 よく分かりました。私も一般質問で取り上げさせていただいて、大変期待するところでもありますので、ぜひともよろしく願いいたします。続けての御答弁、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

○鈴木委員長 通告された質疑が終わりました。ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から疑義のある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。

ここまで校正済み（議案質疑）

続いて、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に、質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、小堤委員、落合委員の2名から通告がありました。最初に、小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願いたします。私は多様性と多文化共生について質疑させていただきます。取手市は令和6年、昨年11月1日に茨城ダイバーシティ宣言へ登録をいたしております。その点から、この多様性、ダイバーシティに対する市の取組について教えてください。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅市民協働課長 お答えさせていただきます。多様性、ダイバーシティに対する市の取組についてですが、令和6年度は茨城県の茨城ダイバーシティ宣言の趣旨に賛同しまして、11月に市もダイバーシティ社会の実現に貢献することを宣言いたしました。取手市商工会におきましても、県の宣言について周知をしましたところ、取手市商工会において、宣言に登録をさせていただいたところがございます。また、庁内におきましても、広く宣言について職員に周知するとともに、多様な人々への配慮としまして、市民に広く周知する情報につきましては、やさしい日本語を用いることの検討を進めていただけるよう、庁内に周知したところがございます。次に、令和7年度の取組になりますが、県が主催します大規模イベントに多様性PRブースを出展できるよう、現在調整を県と進めているというところがございます。このほか、市職員を対象としました、やさしい日本語を習得するための研修を茨城県国際交流協会から講師を招く計画で現在進めているところがございます。県の宣言に登録していることもございますので、今後も茨城県と連携を図りながら、多様性の推進に関わる事業を進めていきたいと考えているところがございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。取手市、昨年の11月に登録したということですので、これからの事業というか、この新しい考え方なのかなというふうに思いますのでそこは、大いに期待したいところです。では次に、多文化共生に対する市の取組この多様性の中の一部分というか新聞集合みたいな感じなのかなというふうに私は理解してるんですが、この多文化共生について取組を教えてください。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅市民協働課長 お答えさせていただきます。令和6年度の取組としまして、11月に楽天ケイドリームスバンク取手で開催されましたサイクルアートフェスティバル2024

に、多文化共生PRブースを出展いたしました。このブースでは、市民の皆様にご多文化共生とは何か、市内に住む外国人の国籍や人数などを知っていただくとともにごみの出し方や分別のルールを守ってもらうための御覚悟表示による、ごみ分別看板、外国人向け災害時、ヘルプカードを周知するなど、生活に密着しました、情報を提供しております。また、今年の1月には、戸頭地区の日本語学校におきまして、市と日本語学校との間で、多文化共生に関わる意見交換を開催しております。次に令和7年度の取組になりますけれども、5月に、白山地区や井野台、井野台地区にございます、日本語学校等の職員の方々と意見交換を行いまして、多文化共生社会の実現に向けて、協力していくことを共通認識として確認したところでございます。また、令和6年度と同様に、大規模イベントブースを出展し、広く市民の皆様へ、ダイバーシティに関する周知を行いたいと考えております。このブース出展に当たりましては、市内の高校生や、日本語学校とコラボレーションによる展開ができるよう、現在調整を進めているところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。多文化の方との共生ということで、この取手市も御多分に漏れず外国人の方がたくさんいます。そして日本語学校も複数校あるということで、そういう意味では、そういう日本語学校生と市が連携して話し合いをしたり、いろいろ教えたりということで、一つ言えばごみの出し方から始まっていろいろな生活の違いとかがあるけれどもそういう人が外国の方々とも一緒に暮らしていかななくちゃいけないということはこれからの取手市にとっても大事なことだと思いますので、分かりました。最後に、それぞれ多様性と多文化共生の今後の展開どういうふうに展開していこうと思ってるのかまたその方策は何かありましたら教えてください。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅市民協働課長 お答えさせていただきます。これまで第4次取手市男女共同参画計画の施策の方向性としまして、外国人住民が安心して暮らせる環境の整備や、多様な性の在り方や多様な生き方を認め合う社会づくりを示しまして、各種政策を展開してきたところでございます。令和8年度には第5次取手市男女共同参画計画の策定作業を予定しております。これまで以上に、多様性や多文化共生を尊重する地域づくりを目指し、全ての市民が活躍できる環境を整えるため、現在、策定のための準備を進めているところでございます。今後は、新たに策定します計画に基づきまして、ダイバーシティと多文化共生の推進に向けました、市の取組を県とともに進展させていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます茨城県のほうも、この事業を始めてまだまだ模索しているところはあるかと思っておりますけれども、やはり世の中の大きな流れとしてそれは、あるわけですのでこの取手市も第5——令和8年ですか第5次男女共同参画、これをつくるわけでその中にもそういった多様性多文化を入れていくってことは非常に大切であってやっていかなければいけないことなのかなと思っておりますので、今後ともどうぞその取組よろしくお願いたします。以上で終わります。

○鈴木委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 初めになんですが、質疑事項なんですが、2番目と3番目を入替えさせてください。委員長には御許可頂いておりますので、直前で恐縮ですが執行部の皆さん、御対応のほうよろしく願いをいたします。それでは地区補助金についてです。この補助金は地域住民の触れ合い促進、地域まちづくりの推進を図る目的に、それぞれの地域で有効に活用されていると承知しております。改めてこの地区補助金の活用状況についてお聞かせください。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅市民協働課長 お答えさせていただきます。地区補助金はどのように活用されているかということだと思っておりますが、地区補助金につきましては、各地区の自主的なコミュニティ活動の推進のため、取手市地区補助金交付要綱に基づきまして交付してるところでございます。この活用していた例としましては、地区で主催する夏祭りや、敬老会などのイベントに要する経費、地区集会所の光熱費や維持管理費、それから、班長手当などの報酬、備品の購入や清掃作業等の参加者へのお茶代など、広く活用されているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 承知しました。この補助金の有効活用についてなんですけれども、近年の防犯意識の高まり、地域住民、人材の高齢化など、各地区により様々な状況あるかと思えます。この補助金活用の変化もあるのではないかとというふうに思っております。そこでこの補助金の該当範囲について確認をさせていただければと思えます。自治会・町内会などの団体によるこの防犯カメラの設置、防犯灯の設置などこの補助金の活用は可能なのでしょうか。確認させてください。

○鈴木委員長 大隅課長。

○大隅市民協働課長 お答えさせていただきます。防犯カメラの設置につきましても、地区補助金の活用は可能でございます。なお地区補助金の活用方法につきましては、地域の皆様で十分に協議をいただきまして、合意の上で決定していただくよう市政協力員等にはお願いしてるところでございます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。今後も地域のニーズに即した活用が図られますよう柔軟な対応をよろしく願いをいたします。次に防犯カメラの、設置補助金についてです。現在、総務文教常任委員会でもこの補助金の推進、議論しているところでございます。東京都、お隣の千葉県では、この件ですけれども防犯カメラの設置の補助金がございます。残念ながらこの茨城県、いまだにまだないような状況です。この茨城県の玄関口、所見取手市としても、改めてこの市のお考えをお聞かせ頂きますでしょうか。

○鈴木委員長 立野次長。

○立野総務部次長 安全安心対策課、立野でございます。お答えいたします。防犯カメラ設置補助金につきましては、これまでも一般質問や、令和7年第1回定例会一般会計予算決算審査特別委員会の総括質疑においても、御質疑を頂いており、現在、市における刑法

犯認知件数が増加傾向にある状況も踏まえ、引き続き、取手市の実情に照らして、適切な対応が図れるよう、慎重に検討を重ねてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。次にこの設置に当たってのガイドラインなんですけれども、まず初めに、この茨城県警はこの防犯カメラの設置を推進しております。県のホームページには該当防犯カメラで安全なまちづくりで、個人ですとか団体、自治会などの団体向けに設置手順なんかも掲載をしております。そういった、支援の問合せ状況ですとかその際の対応についてお聞かせ頂ければと思います。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本です。お答えします。現在多くはないんですけれども、やっぱり市民の方、また自治会の方などから、設置の補助金があるのかとか、あとは設置についてお問合せ頂いているところでもあります。設置するに当たってはプライバシーの侵害にならないように、撮影の設置の場所を撮影範囲、このようなもの配慮するような形で一般的助言をさせていただいているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 市のガイドラインなんかはどうなんでしょうか。状況は。

○鈴木委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。現在、取手市において防犯カメラの設置に関する具体的なガイドラインは定めておりませんが、先ほどお答えしました防犯カメラ設置補助金とあわせて、先進自治体の基準、運用方法などの調査を行っているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 引き続きよろしく願いいたします。次に、最後に投票しやすい環境について質疑させていただきます。選挙支援カードなんですけれども、この選挙支援カードが導入されて、市議選、衆議院選挙で2回の選挙があったかと存じます。まだまだ認知度は個人的にはまだ低いのかなというふうに思っております。一昨年の市議選と昨年の衆議院選挙で、毎回この支援カードのご利用者様から次のような声を頂いております。おかげさまで2回ともスムーズに投票ができています。ただ前回の衆議院選挙で、この支援カードを回収されたそうです。市としても今後の参考に回収されたんだと思います。ただ、利用者からは毎回の選挙で、選挙支援カードを印刷しなければならず、できれば、支援内容は毎回同じなのでこの選挙支援カードを返却し、繰り返しできたら助かるとの声を頂いているのですが、これちょっと改善できないでしょうか。

○鈴木委員長 「選挙支援カード」と、今、発言してるんですけども、これ「投票支援カード」という、質疑用紙なんですけども……。その辺、訂正……。

○落合委員 失礼しました。訂正よろしく願いいたします委員長。

○鈴木委員長 訂正を認めます。

○土谷選挙管理委員会書記長補佐 選挙管理委員会書記長補佐、土谷でございます。御答

弁いたします。落合委員の令和5年の第3回の一般質問で御紹介頂きまして導入が決まったものでございますけれども、一般的には投票支援カードと呼ばれていたり、取手市の選挙管理委員会では選挙支援カードという個別名称で、同じような趣旨のものを採用させていただいております。利用状況については、選挙ごとに数回、数人程度から御利用があるというふうに認識しておりますけれども、落合委員のほうから、そのような、今、回収されてしまうというような利用状況があつて、それは御本人の趣旨に多分沿ったものではないというような利用の仕方であるという御指摘を頂いておりますので、次回からは職員向けのマニュアルについてもはっきりと明記させていただきながら、実際の支援カードに回収しないでほしいと、返却してほしいというような項目、意思を表示できるような項目を入れまして、その現場にいた職員がそれを見て、返却してほしいんだということを、それを見ても分かるように改善していきたいと思っておりますので、次回、来月想定される参議院選挙からそのような方法を採用していきたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。次に、投票支援カード、なんですけれども、市のホームページからダウンロードするには、このトップページの検索から投票支援カード、入力して検索しますと、現在ですと前回の衆議院選挙のページから、そこから探して、投票しやすい環境、投票支援カードをクリックし、ダウンロードページにたどり着きます。スリーステップになりますので、できればダイレクトにダウンロードページに行くこと、改良可能なのか、聞かせてください。

○鈴木委員長 蛭田主任書記。

○蛭田選挙管理委員会主任書記 選挙管理委員会主任書記の蛭田です。落合委員の答弁に——落合委員の御質疑にご答弁申し上げます。選挙支援カードのホームページの検索がちょっとしづらいというようなお話ですが、こちらについては、選挙支援カードについてのページを別個に作成し——することを検討してまいります。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ありがとうございます。この投票しやすい環境、特に障がい者の方々への配慮を今後もよろしく願ひいたします。以上でございます。

○鈴木委員長 この2番の利用状況とアクセシビリティについての質疑はいいの。

○落合委員 今のがアクセシビリティというような、その情報にたどり着くというような……。

○鈴木委員長 以上で通告された質疑が終わりました。これで総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を終わります。

ここから校正済み（討論・採決）

当委員会の付託議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に委員会活動を中心に委員間討議を行うものと、するとあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、討論、採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論、採決を行います。討論はありますか。
本田委員。

○本田委員 議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。先ほど質疑をさせていただきました、このたばこ税について、この部分についてだけ、やっぱりちょっと私たち共産党としては反対をさせていただきます。今回の変更では税収に変化がないということなんですけども、これ実際、税制改正大綱の中には、このたばこ税を変更するということは、その流れの中で防衛費の増税のためということが明記されておりますので、この部分について反対の立場で討論させていただきます。以上です。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論なしと認めます。以上で当委員会に付託されました、市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は、議案番号順に挙手により行います。

議案第 28 号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第 28 号は可決されました。

議案第 29 号、取手市税条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 29 号は可決しました。

議案第 39 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第 39 号のうち当委員会所管事項は可決しました。

○鈴木委員長 以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

ここから校正済み（討論・採決）

それでは、執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員は、このまま残っていただき協議を行います。

休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

それでは令和7年度第1回市民との意見交換会における御意見御要望の調査についてを議題といたします。

調査項目である御意見・御要望は、サイドブックに登載した意見・要望調査表のとおりです。6月2日の議会運営委員会において調査を行う項目については、振り分けられた委員会ごとに5項目程度ピックアップした上で回答すること。また、調査方法は、前回と同様に委員会を開催し、執行部に出席頂いて、委員全員で調査を行うことが決定しております。

休憩中の協議の結果、当委員会において、項目番号、9番、10番、15番、20番、21番を調査することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。なお、次の委員会の日程については、執行部と調整し、改めて御連絡いたします。

続いて、当委員会の任期中における重点調査テーマ、災害時の避難所運営についてを議題といたします。協議のため休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

最後に、その他です。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。以上で本委員会の全ての日程が終了しました。これで総務文教常任委員会を閉会します。

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

総務文教常任委員会委員長 _____

○委員会記録の発言訂正箇所

ページ番号・行数	訂正前	訂正後
P9・18行目	千葉県	埼玉県
P28・22行目	ふるさと納税推進課	ふるさと納税推進室
P45・10行目	女性の方だと	男性・女性にかかわらず